

第6章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進

府と市町村、関係機関が適切に役割を分担しながら緊密な連携を図り、地域住民、NPO等関係団体の理解と協力のもとに計画を推進します。

第1項 行政の取組み

計画を着実に推進するとともに、新たなサービス需要の増加等住民ニーズの変化に的確に対応するためには、計画をフォローアップする仕組みが必要です。

このため、府では関係部局で構成する「大阪府高齢者保健福祉施策推進会議」を設置し、高齢者保健福祉施策を総合的に展開するとともに、保健・医療・福祉等の専門家や学識経験者などで構成する「大阪府高齢者保健福祉計画推進委員会」を運営し、計画の進捗状況について点検・評価を行います。また、その内容について府ホームページ等を通じて公表します。

第2項 関係機関等との連携

(1) 医療・保健・福祉関係団体

介護サービスの提供をはじめ高齢者保健福祉施策を円滑に推進し、地域包括ケアシステムを構築していくためには、医療・保健・福祉関係団体との一層の連携が重要です。

特に、市町村の要介護認定にかかる主治医の意見書の提出をはじめ介護認定審査会や地域ケア会議への医療関係者の参画等、医療関係団体（医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等）と緊密な連携を図ります。

また、要介護者等からの相談やケアプランの作成、介護サービスの提供、介護・福祉に関わる相談活動など、福祉関係団体等（介護支援専門員協会、介護福祉士会、社会福祉士会等）の果たす役割も重要です。

ハンセン病回復者への支援については、大阪府総合福祉協会が運営するハンセン病回復者支援センターのノウハウ等を活用し、同協会（同支援センター）との連携のもとにハンセン病回復者の自立支援に向けた取組みに努めます。

(2) 社会福祉協議会

地域の実情に応じた多様な福祉サービスを展開するためには、地域福祉を進める中核的役割が期待される市町村社会福祉協議会やその事業調整・援助機関である大阪府社会福祉協議会の役割が一層重要となります。

このため、高齢者を支援する各種事業の展開や地域活動に対する積極的な指導、

調整活動を市町村とともに支援します。

(3) 社会福祉法人

社会福祉法人は、個人の自立支援などを基本理念とする社会福祉制度のもと、高齢者をはじめ障がい者や児童等に対する社会福祉活動を横断的に担う法人として、利用者の多様なニーズに対応できる質の高いサービス基盤の整備と、利用者の自己決定に基づくサービスを提供する、地域福祉の担い手として大きく貢献してきました。

地域の社会福祉法人として、支援が必要な人に必要なときに適切な支援を提供するという視点に立ち、介護保険外サービスへの取組みをはじめNPOやボランティア等との連携を図りつつ、今後とも地域の福祉を支える多様な役割を果たすことが期待されます。

(4) 民生委員児童委員

地域において住民の立場にたって、地域住民が安心して暮らせるため身近な地域福祉の担い手としての役割を担う民生委員児童委員の相談・援助活動の充実、高齢者をはじめとする地域福祉の推進に重要です。

このため、地域で活躍する民生委員児童委員への活動支援を行い、地域における高齢者福祉などの計画的、組織的な推進を図る大阪府民生委員児童委員協議会連合会の主体的な取組みと連携しながら、高齢者に対する相談や援助活動などの一層の充実に努めます。

(5) NPO・ボランティア団体

高齢者の多様なニーズに的確に応えるためには、公的サービスの充実と併せてNPOやボランティア団体による多様なサービスも重要となります。

府、市町村のボランティアセンターや大阪ボランティア協会等との密接な連携を図るとともに、大阪府福祉基金等によるNPO・ボランティア団体に対する各種の支援を行います。

また、生きがいや自己実現という面からもボランティア意識が高まりつつあるなか、大阪府ボランティア・市民活動センター等ボランティア推進機関への支援を行うなど、府民の各層・各世代が参加するボランティア活動をより一層促進します。

さらに、市町村や中間支援組織と密接な連携を図りつつ、新たな公共の担い手としてのNPOの活性化や実りある協働の実現に向けて取り組みます。

第2節 市町村への支援・助言

本計画は、市町村計画の推進を支援するための計画であることから、この計画に掲げる大阪府の施策を通じて市町村の高齢者保健福祉事業及び介護保険事業の円滑な実施を支援するとともに、「ブロック会議」への参画をはじめ「ワーキングチーム」の設置、「圏域調整会議」の運営、「市町村担当課長会議」の開催等様々な機会を通じて、市町村計画が円滑に推進されるよう、支援・助言します。

また、市町村においても、関係部局間の連携を図り、高齢者に関する施策を総合的に展開するための体制を整備し、地域住民や関係機関等の理解と協力のもとに計画を推進するとともに、計画推進委員会（既存の審議会等を含む）を運営し、保健・医療・福祉の専門家や被保険者の代表等の意見を聴きながら、毎年計画の進捗状況について点検・評価を行い、適宜公表することが必要です。

府では圏域ごとや府内全体の計画進捗状況を取りまとめ、市町村に提供するなど、市町村計画の進捗状況に係る点検・評価についても支援します。